越監公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成30年7月17日付け越監第70号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成30年10月1日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

① 支給金額に不足が生じていたもの。

ア 定期券保有区間分の旅費の減額調整を誤ったため支給金額に不足 が生じていた。(障害福祉課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び 決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に不足が生じ たものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年5月支給分で 精算を完了いたしました。

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

① 支給金額に不足が生じていたもの。

イ 日当の請求金額が誤っていたため支給金額に不足が生じていた。 (生活福祉課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び 決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に不足が生じ たものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年5月支給分で 精算を完了いたしました。

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

② 過支給となっていたもの。

ア 定期券保有区間分の旅費の減額調整と最も経済的な経路の選択が されていなかったため過支給となっていた。(福祉指導監査課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び 決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生 じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年5月支給分 で精算を完了いたしました。

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

② 過支給となっていたもの。

イ 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となって いた。(障害福祉課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び 決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生 じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年5月支給分 で精算を完了いたしました。

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

② 過支給となっていたもの。

ウ 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていた。(福祉推進課・生活福祉課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び 決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生 じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年5月支給分 で精算を完了いたしました。

く支出事務>

- (2)臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。
 - 臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。
 - ① 勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたもの。(介護保険課)

【措置等の内容】

ご指摘いただいたことにつきましては、臨時職員の勤務時間の確認が不十分であったことから、1名分の賃金支給金額に不足が生じたものであり、ご指摘後、速やかに支給金額を再確認の上、平成30年5月に不足分を支給いたしました。

今後は、複数人で集計内容の確認を行うなど、再発防止策を徹底してまいります。

く支出事務>

- (2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。
 - ② 勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたもの。(介護保険課)

【措置等の内容】

ご指摘いただいたことにつきましては、臨時職員の勤務時間の確認が不十分であったことから、1名分の賃金支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに支給金額を再確認の上、平成30年5月に返納処理を完了いたしました。

今後は、複数人で集計内容の確認を行うなど、再発防止策を徹底してまいります。